

第 8 次神奈川県保健医療計画（案）（献血関係）について

【第 8 次神奈川県保健医療計画の概要】

1 策定の趣旨

医療を取り巻く環境が大きく変化する中、本県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、第 8 次の計画を策定する

2 計画の性格

医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにする

※医療法第 30 条の 4

都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

3 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間

4 対象区域

県内全市町村

5 構成

第 1 部 総論

第 2 部 各論

第 1 章 事業別の医療体制の整備・充実

第 2 章 疾病別の医療連携体制の構築

第 3 章 未病を改善する取組の推進

第 4 章 地域包括ケアシステムの推進

第 5 章 医療従事者の確保養成

第 6 章 総合的な医療安全対策の推進

第 7 章 県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備

第 8 章 個別の疾病対策等

第 6 節 血液確保対策と適正使用対策

- 血液確保対策として関係機関との連携による献血者の確保及び若年層への普及啓発、血液製剤の適正使用対策として血液製剤の使用状況や課題等の共有による適正使用の推進等により、安定的に必要な量の血液を確保し、安全な血液製剤を必要とされる人に供給できる社会をめざします。

第 3 部 地域医療構想

第 4 部 計画の推進

第 5 部 別冊

第6節 血液確保対策と適正使用対策

1 現状・課題

【現状】

- ・輸血用血液製剤や血漿分画製剤などの血液製剤は、献血により得られる血液を原料としていることから、血液製剤を安定的に供給するためには、血液を十分に確保することが求められています。
- ・一人あたりの献血量の増加などにより、以前と比べて少ない人数で必要な献血量を確保できていますが、今後、高齢化の進展による年齢構成の変化や人口減少により、献血可能人口の減少が見込まれます。

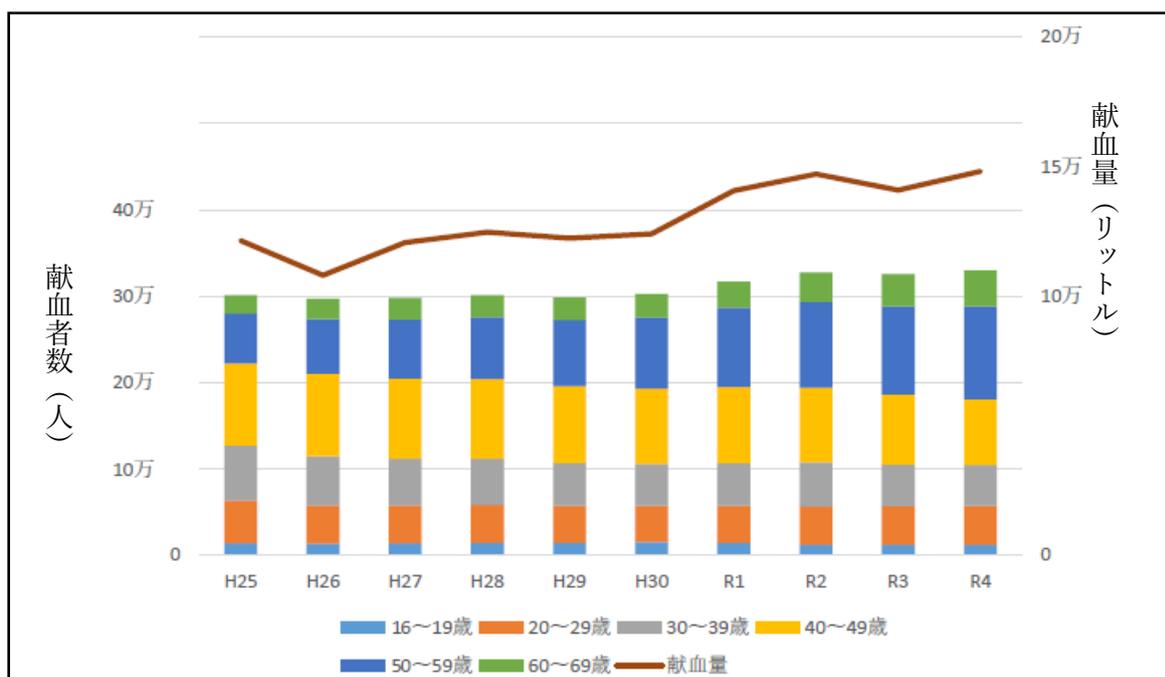
【課題】

- ・10歳代～30歳代は、献血者数及び全献血者数に占める割合がともに減少しています。
- ・血液製剤の適正使用については、最新の知見に基づいて検討していく必要があります。

(1) 血液確保対策

- 輸血用血液製剤や血漿分画製剤などの血液製剤は、献血により得られる血液を原料としているため、医療機関に安定的に血液製剤を供給するためには、血液を十分に確保する必要があります。
- 県では、国が定める献血推進計画に基づき、献血の受入れが円滑に実施されるよう、県、市町村及び県赤十字血液センター等が取り組むべき献血推進施策を、毎年度、神奈川県献血推進計画として定め、必要な献血量を確保しています。
- 厚生労働省令和4年度薬事・食品衛生審議会調査会資料によれば、近年、一人あたりの献血量の増加などにより、以前と比べて少ない人数で必要な献血量を確保することができています。
- 一方で、10代から30代の献血者数は、この10年で約2割減少しており、全献血者に占める若い世代の割合は減少しています。

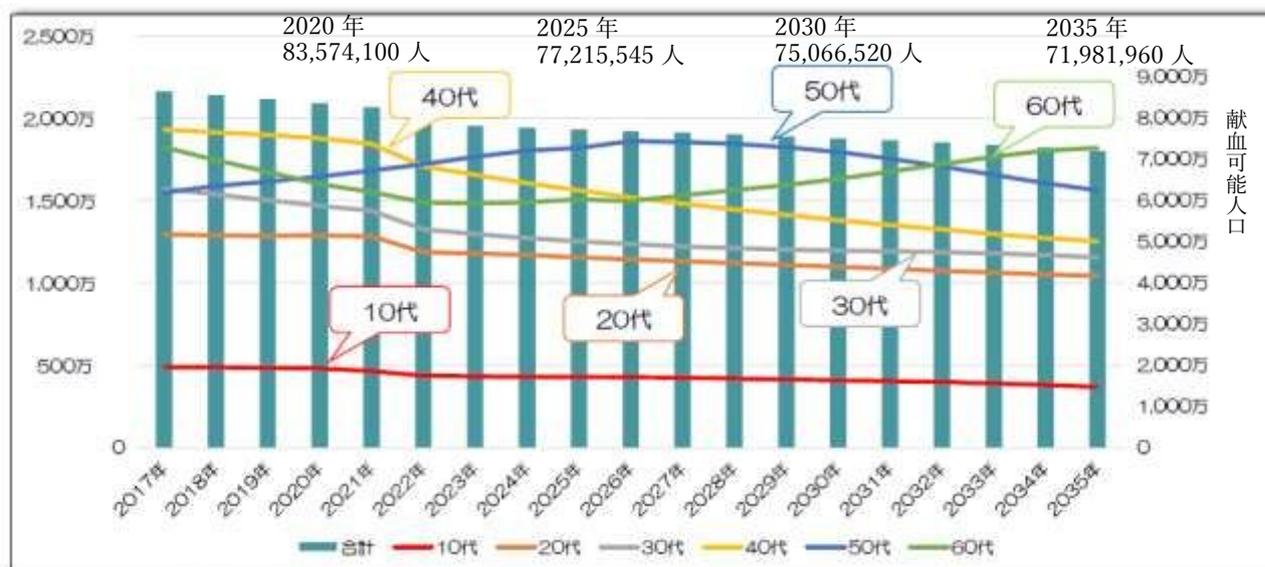
図表2-8-6-1 県内の年代別献血者数と献血量の推移



(出典) 神奈川県赤十字血液センター資料より県作成

- さらに、国検討会（厚生労働省令和4年度薬事・食品衛生審議会調査会）における資料によると、全国における今後の献血可能人口の予測については、令和2（2020）年の約8,357万人から、15年後の2035年には、約7,198万人と、約13.9%減少すると予測されています。

図表 2-8-6-2 献血可能人口の推移（全国）



出典：「令和2年国勢調査 人口等基本集計（総務省統計局）」（主な内容：男女・年齢・配偶関係、世帯の構成、住居の状態、母子・父子世帯、国籍など）

- そのため、将来にわたり安定的に血液を確保するためには、若年層を中心とした幅広い世代への理解と協力が不可欠になっています。

(2) 血液製剤の適正使用対策

- 近年、血液製剤の安全性は格段に向上してきましたが、免疫性、感染性輸血副作用や合併症が生じるリスクは完全に排除できないことから、より適正な使用を推進する必要があります。
- 血液製剤の適正使用を推進するため、医療機関や採血事業者等の関係者が参加して、血液製剤の適正使用を推進する上での課題の認識や手法の検討、実施等の取組を行う神奈川県合同輸血療法委員会（※1）を設置しています。
- 血液製剤の適正使用にかかる様々な取組は、常に最新の知見に基づき検討していく必要があります。

2 施策の方向性

<めざす方向（最終目標）>

安定的に必要な量の血液を確保し、安全な血液製剤を必要とされる人に供給できる

<目標の達成に向けた施策の方向性>

◆血液確保対策

- ・ 関係機関との連携による献血者の確保及び若年層への普及啓発

◆血液製剤の適正使用対策

- ・ 血液製剤の使用状況や課題等の共有による適正使用の推進

(1) 血液確保対策

- 県は、県赤十字血液センター及び市町村と緊密な連携を図り、企業・団体における集団献血を推進し、献血者の確保に取り組みます。
- 県、市町村及び県赤十字血液センターは、広く県民が献血の意義を理解し、献血行動につなげるよう、効果的な普及啓発を促進します。
- 特に、若年層への普及啓発の強化として、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」(※2) の活用を促すなど、献血を体験した方に、長期にわたり複数回献血に協力してもらえるような普及啓発を実施します。

(2) 血液製剤の適正使用対策

- 血液製剤の適正使用を進めるため、神奈川県合同輸血療法委員会(※1)において、血液製剤の使用状況や輸血療法にかかる最新事例や課題等を共有するなどして、血液製剤の適正使用を推進していきます。

■用語解説

※1 神奈川県合同輸血療法委員会

血液製剤の適正使用を推進することを目的に、各医療機関の輸血療法委員会の委員長や輸血責任医師、輸血業務担当者等を構成員として設置。

※2 献血 Web 会員サービス「ラブラッド」

日本赤十字社が運営している Web 会員サービスで、会員登録を行った献血者は、献血の予約、事前問診回答、血液検査(献血記録)の確認などを行うことができる。